

科学的介護推進体制加算 算定のガイドブック

目次

- はじめに
- 科学的介護推進体制加算とは？
- 科学的介護推進体制加算の単位数
- 科学的介護推進体制加算の算定要件（対象サービス別）
- 科学的介護推進体制加算算定に関する留意点
- 科学的介護推進体制加算に関する留意点（Q&A）

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は科学的介護推進体制加算に関する前提情報を把握するために活用いただける資料となっています。具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。

科学的介護推進体制加算とは？

科学的介護推進体制加算とは、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。2021年の介護報酬改定にて新たに創設されました。施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスの幅広いサービスが対象になっています。

科学的介護推進体制加算の単位数

各サービスにおいて科学的介護推進体制加算で算定できる単位数は以下の通りです。

- 通所介護、通所リハビリテーション(※)、特定施設入居者生活介護(※)、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、
認知症対応型共同生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護...40単位／月
- 介護老人保健施設・介護医療院...(Ⅰ)40単位／月(Ⅱ)60単位／月
- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護...(Ⅰ)40単位／
月(Ⅱ)50単位／月 ※いずれも(Ⅰ)(Ⅱ)の併算定はできません。

科学的介護推進体制加算の算定要件(通所系・居住系・多機能サービス)

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。
- ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

※対象サービス:通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

科学的介護推進体制加算の算定要件(介護老人福祉施設)

以下の要件をすべて満たす必要があります。なお(Ⅰ)(Ⅱ)の併算定はできません。

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)

①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。

②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)

③加算Ⅰ①に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。

④必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報、③に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

科学的介護推進体制加算の算定要件(介護老人保健施設・介護医療院)

以下の要件をすべて満たす必要があります。なお(Ⅰ)(Ⅱ)の併算定はできません。

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の算定要件

①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)の算定要件

③加算Ⅰ①に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出していること。

④必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報、③に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

科学的介護推進体制加算算定に関する留意点

- ・科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに算定要件を満たした場合に、事業所の利用者全員に対して算定できるものです。

科学的介護推進体制加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 令和3年3月26日 問16

Q.

要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。

A.

やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。

また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。

ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

科学的介護推進体制加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 令和3年3月26日 問17

Q.

LIFEに提出する情報に、利用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報が含まれるが、情報の提出に当たって、利用者の同意は必要か。

A.

LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくがLIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。

科学的介護推進体制加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 令和3年3月26日 問18

Q.

加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。

A.

加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。

科学的介護推進体制加算の留意点(Q&A)

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 令和3年3月26日 問19

Q.

科学的介護推進体制加算、ADL維持等加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(A)若しくは(B)ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療法及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index(BI)のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステージングから読み替えたものを提出してもよい。

A.

BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、BIに係る研修を受け、BIへの読み替え規則を理解し、読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。